

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日か、その翌日)に当たるときは、その翌日

規 則

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十五号

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七千円」を「八千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の保母修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十一年三月三十一日以前に保母養成所に入学した者に係る修学資金の月額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

目 次

◇規 則 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医療機関等の指定

保険医の登録(二件)

保険薬剤師の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

入会林野整備計画の認可

解除予定の保安林(二件)

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(二件)

◇公 告 昭和五十一年度鳥取県職員採用初級試験の実施

告示

鳥取県告示第六百四十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
河瀬歯科医院	鳥取市西町一丁目一〇三の一	昭和五十一年八月七日
社団法人鳥取県中部 歯科医師会 口腔衛生センター	倉吉市西町二六九五の一	一日
五臓園薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四の一三	一日
中西医院	境港市上道町七二三の一	六日

鳥取県告示第六百四十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
辰巳清	鳥齒第三三八号	昭和五十一年七月二十七日
玉川浩	第三三九号	"

鳥取県告示第六百四十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
横山道明	鳥医第二、〇八三号	昭和五十一年八月二日
門脇秀夫	第二、〇八四号	"
宮國泰明	第二、〇八五号	"
杉原三郎	第二、〇八六号	"

魚 谷 純	山 田 稔	西 土 井 英 昭	須 江 秀 一	鱈 俊 朗	津 崎 恒 明	齊 藤 憲 輝	竹 内 健	牧 本 敬 子	江 田 伊 勢 松	藤 原 正	谷 口 晶 英	西 村 敬 子	福 富 剛
〃 第二、〇八七号	〃 第二、〇八八号	〃 第二、〇八九号	〃 第二、〇九〇号	〃 第二、〇九一号	〃 第二、〇九二号	〃 第二、〇九三号	〃 第二、〇九四号	〃 第二、〇九五号	〃 第二、〇九六号	〃 第二、〇九七号	鳥齒第三四〇号	〃 第三四一号	〃 第三四二号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第六百四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸 岡 素 子	鳥薬第三三七号	昭和五十一年八月九日

鳥取県告示第六百四十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
中西 医 院	境港市上道町七三三の一	昭和五十一年八月六日

鳥取県告示第六百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
中西 医院	境港市上道町七三三の一	全国	昭和五十一年八月六日

鳥取県告示第六百四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
川 上 真理子	鳥国薬第 三三六号	昭和五十一年七月十六日
辰 巳 清	鳥国歯第 三三八号	二十七日
玉 川 浩	第 三三九号	"
横 山 道 明	鳥国医第二、〇八三号	八月二日
門 脇 秀 夫	第 二、〇八四号	"
宮 国 泰 明	第 二、〇八五号	"
杉 原 三 郎	第 二、〇八六号	"
魚 谷 純	第 二、〇八七号	"
山 田 稔	第 二、〇八八号	"
西 土 井 英 昭	第 二、〇八九号	"
須 江 秀 一	第 二、〇九〇号	"
鱸 俊 朗	第 二、〇九一号	"
津 崎 恒 明	第 二、〇九二号	"
斉 藤 憲 輝	第 二、〇九三号	"
竹 内 健	第 二、〇九四号	"

牧本敬子	第二〇九五号	江田伊勢松	第二〇九六号	藤原正	第二〇九七号	谷口晶英	鳥国齒第三四〇号	西村敬子	第三四一号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第六百五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和五十一年八月五日	中 西 医 院	境港市上道町七二三番地

鳥取県告示第六百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十一年八月六日	中 西 医 院	境港市上道町七二三番地一

鳥取県告示第六百五十二号

鳥取市祇宜谷二四七番地矢中山入会林野整備組合組合長藤原富夫から申請のあつた矢中山入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十一年八月十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字塚ノ本脇八三一の一、字大淵上一〇二〇の五、一〇一〇の二三、一〇一〇の二九（次の図に示す部分に限る。）

一〇一〇の四三から一〇一〇の五二まで、一〇一〇の五四から一〇一〇の五六まで、字栗祖一〇一九の一(次の図に示す部分に限る。)、一〇三五の三、一〇三五の四、字内礼谷一二三九の二四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字ツク谷一八五九の一三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百五十五号

昭和五十一年五月二十日付けで国府町から申請のあった土地改良(南広西地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年八月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十六号

日野町から申請のあった町営土地改良(本郷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年八月十八日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 三

鳥取県告示第六百五十七号

鳥取市から申請のあった市営土地改良(横原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年八月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 三

公 告

昭和51年度鳥取県職員採用初級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和51年 8月24日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員並びに勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
一般事務 (A)	約2名	知事又は教育委員会の事務部局に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務 (B)	若干名	知事、教育委員会、警察本部等の事務部局等に勤務し、男子を充てるのにふさわしい一般事務又は業務に従事します。
学校事務(東・中部)	若干名	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡又は東伯郡に所在する市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。
学校事務(西部)	若干名	米子市、境港市、西伯郡又は日野郡に所在する市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。
林 業	若干名	知事の事務部局に勤務し、林業関係の技術的業務に従事します。

2 受験資格

(1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年齢及び性別
一般事務 (A) 学校事務(東・中部) 学校事務(西部)	昭和30年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。
一般事務 (B) 業	昭和30年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第一次試験

(1) 試験種目

試験区分	試験種目	試験内容	時間
		公務員として必要な一般的知識及び知能(国語・社会・数学・理科・英	

(2) 専門試験の出題分野

試験種目	試験内容	時間	
			試験種目
一般事務 (A) 一般事務 (B) 学校事務(東・中部) 学校事務(西部)	教養試験	語等の知識及び文章理解・判断推理・教的推理・資料解釈等の能力)について、択一式により行います。	2時間
	作文試験	主として文章による表現力、まとめ方等について、試験を行います。	1時間
業	適性検査	公務員としての職務遂行に必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分
	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能(国語・社会・数学・理科・英語等の知識及び文章理解・判断推理・教的推理・資料解釈等の能力)について、択一式により行います。	2時間
林	専門試験	林業に関する専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式により行います。なお、試験問題は、下記の②の分野から出題されます。	2時間
業	適性検査	公務員としての職務遂行に必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分

林業の専門試験の出題分野は、次のとおりです。

林業経営、測樹、育林、伐木運材、林業機械、砂防、測量、木材加工、林産製造

(3) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試験地	試 験 場
昭和51年10月17日(日)	鳥取市	鳥取市東町二丁目 112
受付時間 8時10分から8時35分まで	鳥取市	鳥取県立鳥取西高等学校
試験開始 8時45分から	米子市	米子市錦町一丁目 103 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第一次試験の合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験、作文試験(林業については、専門試験)及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。

ただし、教養試験、作文試験(林業については、専門試験)及び適性検査のうち、いずれかが一定の基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表

昭和51年11月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。

4 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 試験種目

ア 口述試験

個別面接による試験を行います。

イ 身体検査

職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行います。

(2) 試験日時及び試験場

昭和51年11月下旬に鳥取市において行いますが、詳細については、第一次試験合格者に書面で通知します。

5 身上調査

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について行います。

6 最終合格者の発表

昭和51年12月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。

7 合格者の採用及び給与

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に採用候補者として高点順に登載されます。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載後1年間です。

(2) 採用候補者名簿に登載された者は、各任命権者が職員を採用する必要が生じた場合に人事委員会から高点順に採用候補者として推薦され、各任命権者が行う面接、身体検査等を受けて、そのうちから採用が決定されます。

なお、採用は、昭和52年4月1日以降に行われます。

(3) 給与は、原則として給料月額66,000円が支給され、その後は定期に

昇給します。

また、上記給料月額のほかには諸手当として期末手当、勤続手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの場合に応じて支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局において交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の表に「初級請求」と朱書し、あて先明記の50円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合には、封筒の表に「初級受験」と朱書してください。

なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、20円切手をはってください。

受験申込みの際には、試験区分のうちのいずれか一つを選んでください。

なお、申込みの締切りまでは、試験区分の変更ができます。

(3) 申込み受付期間

昭和51年9月1日(水)から昭和51年9月30日(木)まで受け付けます。

なお、郵送による申込みは、昭和51年9月30日までの消印のあるもの限り受け付けます。

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがあ

りますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。

(2) 郵便による問い合わせの際には、あて先明記の50円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。